

## 未入所児童 アンケート調査 概要

### 1 調査目的

平成 29 年 4 月に未入所となった児童の保育状況や保護者の就労状況等を調査することで、今後の保育ニーズ等を把握し、待機児童解消に向けた取り組みを推進するため

### 2 調査方法

(1) 調査対象 平成 29 年 4 月に認可保育園等の申込をしたが入園できなかった児童の保護者。ただし、年度途中に入園の決定がされた者を除く。

(2) 調査方法

郵送

(3) 調査人数

342 人 (参考：平成 29 年 4 月未入所児童数 377 人)

内訳

	人数
0 歳児	55 人
1 歳児	195 人
2 歳児	46 人
3 歳児	28 人
4 歳児	18 人
合計	342 人

※ 5 歳児は、来年度小学生のため調査対象外

### 3 調査期間

平成 29 年 8 月 17 日 (木) ~平成 29 年 8 月 31 日 (木)

### 4 回収状況

平成 29 年 9 月 6 日現在 152 件 (回収率 44.4%)

## アンケート調査 調査票

はじめから順番に回答をお願いいたします。

問 1 宛名のお子さんの生年月月をご記入ください。(口内に数字でご記入ください。)

平成   年   月生まれ問 2 保護者の現在の就労状況等をうかがいます。母親・父親それぞれについてお答えください。  
当てはまる番号すべてに○をつけてください。

	現在の就労状況	育児休業等の状況
母親(保護者) ※父子家庭の場合は、 記載不要です。	1. フルタイムで就労している (産休・育休・介護休業中含む) 2. パート・アルバイト等で就労している (産休・育休・介護休業中含む) 3. 現在、求職中である 4. 就労していない	1. 育休・介護休業中である 2. 育休・介護休業中ではない
父親(保護者) ※母子家庭の場合は、 記載不要です。	1. フルタイムで就労している (育休・介護休業中含む) 2. パート・アルバイト等で就労している (育休・介護休業中含む) 3. 現在、求職中である 4. 就労していない	1. 育休・介護休業中である 2. 育休・介護休業中ではない

問 3 育児休業中の方にはうかがいます。「希望」としてはお子さんが何歳何ヶ月(何年何月)のときまで育児休業を取得したいですか。口内に数字でご記入ください。

希望  歳   ヶ月 平成   年  月

問 4 宛名のお子さんは現在、幼稚園や一時預かり事業などの「教育・保育の事業」を利用されていますか。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

1. 利用している ⇒ 問 5 へお進みください。  
 2. 利用していない ⇒ 問 6 へお進みください。

問 4 で「1. 利用している」に○をつけた方にうかがいます。

問 5 宛名のお子さんは、どのような「教育・保育事業」を利用していますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 認定こども園を幼稚園として利用(1号認定)  
 2. 幼稚園(通常のが園時間の利用)  
 3. 幼稚園の預かり保育(通常のが園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)  
 4. 企業主導型保育事業(企業が主に従業員用に運営する事業所内保育事業)  
 5. 認可外の保育施設  
 6. 一時預かり事業「就労型」(就労などを理由に子どもを保育所や認定こども園等で預かる事業)  
 7. ファミリー・サポート・センター(地域住民が子どもを預かる事業)  
 8. その他( )

⇒問 9 にお進みください。

問4で「2. 利用していない」に○をつけた方にうかがいます。

問6 利用していない理由は何ですか。理由としてもっとも当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 母親・父親・親戚・近所の人などがお子さんをみているため、利用する必要がない
2. 利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない
3. 利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない
4. 利用したいが空きがない
5. 子どもがまだ小さいため (  歳くらいになったら利用しようと考えている )
6. その他 ( )

問4で「2. 利用していない」に○をつけた方にうかがいます。

問7 利用していない場合、お子さんの子育てに日常的に関わっている方はどなたですか。

お子さんからみた関係でもっとも当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 母親か父親がみている
2. 子どもの祖父母や親戚の人がみている
3. 近所の人や父母の友人・知人がみている
4. その他 ( )

問7で「1. 母親か父親がみている」に○をつけた方にうかがいます。

問8 母親、父親の状況について当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 母親か父親が就労していないため、在宅で子育てをしている
2. 仕事をしながらお子さんをみている ( 自営・内職・職場同伴 )
3. 育児休業中であり、育児休業期間を切り上げて復職の希望がある。
4. 育児休業中であり、育児休業期間を切り上げて復職の希望はない。
5. その他 ( )

すべての方にうかがいます。

問9 お子さんが希望する認定こども園、認可保育所、小規模保育施設 ( 2、3号認定児 ) に入所できなかったことについてうかがいます。入所を希望しておられた施設の代わりとして、以下のようサービスがあれば利用したいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 認定こども園を幼稚園として利用 ( 1号認定 )
2. 幼稚園 ( 通常の就園時間の利用 )
3. 幼稚園の預かり保育 ( 通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ )
4. 企業主導型保育事業 ( 企業が主に従業員用に運営する事業所内保育事業 )
5. 認可外の保育施設
6. 一時預かり事業「就労型」 ( 就労などを理由に子どもを保育所や認定こども園等で預かる事業 )
7. ファミリー・サポート・センター ( 地域住民が子どもを預かる事業 )
8. サービスを利用せずに親族、友人・知人などが子どもをみる。
9. その他 ( )

これで調査は終わりです。最後までご協力いただき、ありがとうございました。  
8月31日 ( 木 ) までに同封の返信用封筒に入れてご投函ください。よろしくお願いたします。

未入所児童 アンケート調査 集計(H29.8.30現在)

地域	回答数	構成比
A	23	17.8%
B	18	14.0%
C	18	14.0%
D	27	20.9%
E	12	9.3%
F	18	14.0%
G	13	10.1%
合計	129	

保護者の状況(申込時)

	回答数	構成比
1在宅(その他)	57	44.2%
2在宅(育児休業中)	27	20.9%
3祖母・祖父	12	9.3%
4知人	0	0.0%
5同伴	6	4.7%
6幼稚園	12	9.3%
7一時預かり	6	4.7%
8認可外	5	3.9%
9企業内保育	4	3.1%
合計	129	

問1

お子さんの生年月日

	回答数	構成比
0歳児	24	18.6%
1歳児	65	50.4%
2歳児	19	14.7%
3歳児	10	7.8%
4歳児	9	7.0%
年齢不詳	2	1.6%
合計	129	

問2

保護者の就労状況

	回答数	構成比
フルタイム×フルタイム	33	25.6%
フルタイム×パートタイム	50	38.8%
専業主婦(夫)	34	26.4%
無業×無業	11	8.5%
不明	1	0.8%
合計	129	

母親の育児休業等の状況

	回答数	構成比
1. 育休・介護休業中である	9	7.0%
2. 育休・介護休業中ではない	54	41.9%
未回答	66	51.2%
合計	129	

父親の育児休業等の状況

	回答数	構成比
1. 育休・介護休業中である	0	0.0%
2. 育休・介護休業中ではない	52	40.3%
未回答	77	59.7%
合計	129	

問3

育児休業中の方は、何歳何ヶ月(何年何月)のときまで育児休業を取得したいか。

	回答数	構成比
0歳	1	6.7%
1歳	2	13.3%
1歳6カ月	4	26.7%
2歳	5	33.3%
3歳	2	13.3%
4歳	0	0.0%
5歳	1	6.7%
合計	15	

問4

「教育・保育の事業」を利用をしているか。

	回答数	構成比
1. 利用している	67	51.9%
2. 利用していない	62	48.1%
合計	129	

問5

どのような「教育・保育事業」を利用しているか。(複数回答)

	回答数	構成比
1. 認定こども園を幼稚園として利用(1号認定)	13	19.4%
2. 幼稚園(通常の就園時間の利用)	3	4.5%
3. 幼稚園の預かり保育	3	4.5%
4. 企業主導型保育事業	12	17.9%
5. 認可外の保育施設	18	26.9%
6. 一時預かり事業「就労型」	20	29.9%
7. ファミリー・サポート・センター	1	1.5%
8. その他	3	4.5%
有効回答数	67	

問6

「教育・保育事業」を利用していない理由(複数回答)

	回答数	構成比
1. 母親・父親・親戚・近所の人などがお子さんをみている。	12	19.4%
2. 利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない	16	25.8%
3. 利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない	8	12.9%
4. 利用したいが空きがない	37	59.7%
5. 子どもがまだ小さいため 歳くらいになったら利用しようと考えている)	0	0.0%
6. その他	8	12.9%
有効回答数	62	

問7

「教育・保育事業」を利用していない場合、日常的に関わっている人

	回答数	構成比
1. 母親か父親がみている	52	83.9%
2. 子どもの祖父母や親戚の人がみている	8	12.9%
3. 近所の人や父母の友人・知人がみている	0	0.0%
4. その他	1	1.6%
未回答	1	1.6%
合計	62	

問8

母親か父親がみている場合、親の状況について

	回答数	構成比
1. 母親か父親が就労していないため、在宅で子育てをしている	32	61.5%
2. 仕事をしながらお子さんをみている(自営・内職・職場同伴)	7	13.5%
3. 育児休業中であり、育児休業期間を切り上げて復職の希望がある。	9	17.3%
4. 育児休業中であり、育児休業期間を切り上げて復職の希望はない。	1	1.9%
5. その他	3	5.8%
合計	52	

問9

認定こども園、認可保育所、小規模保育施設(2、3号認定児)の代替サービス(複数回答)

	回答数	構成比
1. 認定こども園を幼稚園として利用(1号認定)	47	36.4%
2. 幼稚園(通常の就園時間の利用)	32	24.8%
3. 幼稚園の預かり保育(通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)	50	38.8%
4. 企業主導型保育事業(企業が主に従業員用に運営する事業所内保育事業)	44	34.1%
5. 認可外の保育施設	23	17.8%
6. 一時預かり事業「就労型」(就労などを理由に子どもを保育所や認定こども園等で預かる事業)	56	43.4%
7. ファミリー・サポート・センター(地域住民が子どもを預かる事業)	8	6.2%
8. サービスを利用せずに親族、友人・知人などが子どもをみる。	2	1.6%
9. その他	1	0.8%
有効回答数	129	

## 公立の就学前教育・保育施設再編整備計画の見直し（課題整理）について（案）

子どもすこやか部施設指導課が実施する東大阪市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに合わせた公立の就学前教育・保育施設再編整備計画にかかる課題は下記のとおりで、この中間見直しのスケジュールに合わせ、今後それぞれの方針を決定していく予定。

### 公立の就学前教育・保育施設再編整備計画の見直し（課題整理）項目

1. 保育所 4 園の入所募集停止の判断について（対象園：鳥居、岩田、御厨、友井）
2. （仮称）孔舎衛こども園の開設時期（平成 31 年 4 月）の変更について
3. Aリージョン地域の子育て支援センターの整備について

## 1. 保育所 4 園の入所募集停止の判断について（対象園：鳥居、岩田、御厨、友井）

現行の再編整備計画では、平成 29 年度の施設指導課が実施する東大阪市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しで地域別の保育ニーズの調査を行い、地域の待機児童が計画どおり解消されているかをもとに 4 園の入所募集停止を判断する予定となっている。

ただし、平成 30 年度の入所募集停止の判断については、事業計画の中間見直し案の検討が 12 月～1 月となる予定で、平成 30 年度の 2 号 3 号認定児の入所募集が本格的に開始する 10 月までに結論が出せないスケジュールとなっている。このため、

平成 30 年度は、鳥居・岩田・御厨・友井 4 保育所の 0 歳児入所募集の停止を行わない  
また、

平成 31 年度以降の判断基準については、平成 29 年度ニーズ調査の最終結果、事業計画の中間見直しの最終（案）及び下記の課題等と合わせ、平成 29 年度中に検討し策定する

取り扱いとする。

以下、現行計画内容と今後の入所募集停止の判断の考え方について報告する。

### (1) 平成 30 年度の入所募集停止の判断について（現行計画内容）

平成 27 年度 5 月策定した公立の就学前教育・保育施設再編整備計画では、鳥居・岩田・御厨・友井保育所の 4 園について、

「0 歳児の必要見込み量が確保できることを前提に平成 30 年度から 0 歳児の入所募集停止を実施していきます。」、

「平成 29 年度の子ども子育て支援事業計画中間見直しに合わせて検討します。」、  
（概要版）では、「待機児童状況により平成 30 年度から（0 歳児）入所停止を判断」と策定されている。

### (2) 平成 29 年 9 月中に暫定的な入所募集停止の判断を行う理由について 中間見直しのアンケート調査の集計結果について

- ・速報値 {単純集計} 9 月、
- ・見直し案の作成 12 月～1 月

このため、見直し案の数値をもとにする公立の就学前教育・保育再編整備計画の中間見直しの最終結論についても、子ども子育て会議での議論を踏まえ平成 30 年 3 月頃になると想定される。

結果として、入所募集停止を判断の時期が平成 30 年度入所申込（10 月）に間に合わない問題が生じる。



(3) 公立の就学前教育・保育再編整備計画における暫定的な中間見直し策定基準について

鳥居・岩田・御厨・友井保育所の0歳児入所募集の停止基準について、

◎ 0歳児の定員分について、リージョンセンター区域の民間施設等で、その供給量(定員)が確保できること。

とする。

※ 平成29年度までの入所申請数(特に0歳児から2歳児)については、横ばい、もしくは微増傾向で申請数が急激に減少する想定もできない中、該当4園の0歳児入所募集の停止を実施すると、減少してきた待機児童数が増加する要因となる。

以上のことから、

平成30年度は鳥居・岩田・御厨・友井4保育所の0歳児入所募集の停止を行わないこととする。

(4) 平成31年度以降の入所停止判断に伴う課題について

◎公立の就学前教育・保育施設再編整備計画の内容について

平成31年度から0歳児の入所が停止となった場合、最終的には平成35年度末に5歳児が卒園し閉園となる。

在園児の年度別年齢、対象4園の定員は下記①及び②のとおり。

①入園停止年齢と在園児の年齢(○が在園児の年齢)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
31年度	入所停止	○	○	○	○	○
32年度	×	入所停止	○	○	○	○
33年度	×	×	入所停止	○	○	○
34年度	×	×	×	入所停止	○	○
35年度	×	×	×	×	入所停止	○

②対象4園の定員

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
鳥居(120)	12	16	21	23	24	24
岩田(90)	6	10	15	18	20	21
御厨(90)	6	10	14	18	21	21
友井(150)	16	20	24	30	30	30
計(450)	40	56	74	89	95	96

◎公立の就学前教育・保育施設再編整備計画の内容に関する検討課題について

課題①

再編整備計画上では、閉園に向けた詳細な手法の記載がないため、入所停止が決定し

た園の入所制限の具体的な手法を検証する必要があり、下記の考え方がある。

- i 0歳入所停止を実施した園は閉園まで在園年齢児の定員内入所を継続して行う。  
(定員枠を固定した場合の推移)

例) 友井保の場合

友井保	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
31年度	入所停止	20	24	30	30	30	134
32年度	×	入所停止	24	30	30	30	114
33年度	×	×	入所停止	30	30	30	90
34年度	×	×	×	入所停止	30	30	60
35年度	×	×	×	×	入所停止	30	30

- ii 0歳入所停止を実施した園は閉園まで在園年齢児の定員内入所を継続して行う。  
(定員枠をスライドされた場合の推移)

例) 友井保の場合

友井保	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
30年度	入所停止	16	20	24	30	30	120
31年度	×	入所停止	16	20	24	30	90
32年度	×	×	入所停止	16	20	24	60
33年度	×	×	×	入所停止	16	20	36
34年度	×	×	×	×	入所停止	16	16

- iii その年度から完全入所停止とする。この場合は上記 ii の枠内で園児数が推移する。

※職員配置数  $i > ii > iii$

## 課題②

入所募集停止を実施した園では、最終年度は5歳児の保育だけとなる。このため定員ベースでは30名(①のiiiの完全入所停止の場合は6名~16名)となり、集団保育及び異年齢保育の保障という観点から最終年度の前倒しを検討する必要も考えられる。

ただし、転園先を検討する別課題が発生し、保護者理解を得づらい問題が残る。

## 課題③

入所停止に伴い職員配置(配置基準)の見直しを行う必要がある。

## 課題④

施設の存続となる場合、入所停止の見直し時期(年度)を決める必要がある。

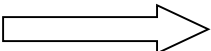
具体的には経過措置年数及び停止判断基準の設定。

以上の課題等を含め、計画の見直し案に盛り込んでいく予定。

## 2. (仮称) 孔舎衛こども園の開設時期の変更 (再編整備計画の一部変更) について

(変更内容)

(仮称) 孔舎衛こども園の開設時期について

平成 31 年 4 月  平成 32 年 4 月 (1 年延期)

へ変更するもの。

(変更に至る経過について)

① 平成 29 年 2 月 28 日～11 月末

アルキービ総合計画事務所へ基本・実施設計業務を委託。

② 平成 29 年 5 月 30 日付

「アスベスト含有仕上塗材の除去等作業におけるアスベスト飛散防止対策」について環境省より通知。(大気汚染防止法施行令第 3 条第 1 号の「吹付け石綿」に該当するものとして取り扱う内容)

これまで本市では上記の対策に特別な工程を要しなかったが、今後は適切な飛散防止措置を講じる必要との判断がなされる。

孔舎衛こども園基本設計を進める中で、解体予定の施設にアスベスト含有仕上塗材が使用されていることが判明。

③ 解体工事前にアスベスト含有塗材除去工事を追加する必要が生じ、本体工事の工程が約 2 カ月追加されることとなり、当初平成 31 年 3 月上旬完成予定が遅れるスケジュールとなる。

また開園に向けては、備品等の搬入及び設置、引越し作業にも一定期間を要するため、6 月以降の年度途中からの開園をならざるを得ない状況となる。

④ 平成 31 年度途中開園にかかる子どもへの影響について

あわせて、こども園の管理運営準備を考えると、年度途中からの幼稚園と保育所のカリキュラムの統合等、工事終了後ただちに園運営を行うことは職員、園児とも混乱が生じる恐れがあり、現実的には 1 号認定の子どもが登園しない夏季休暇を準備期間にあて 2 学期からこども園を開始することがスケジュール的には最短となる。

ただし下記のとおり子どもへの影響が出ると思われる。

◎年度途中にこども園として開園した場合の子どもへの影響について

### 【乳児】

- ・新しい環境に慣れ、睡眠、食事等生活リズムが整っていくのに数カ月は必要である。
- ・不安になって大泣きする。
- ・落ち着いて遊べない。
- ・食事が食べられない。
- ・しっかり睡眠が取れない。
- ・体調を崩す。
- ・部屋の使い方や動線等を覚えたところでまた新しい所に移る事で混乱したり、不安になったりして後退現象がおきる。
- ・混乱して落ち着かない時期を 2 回も経験することで成長発達に多少なりとも影響する。

### 【幼児】

- ・3 歳児の 1 号認定児は数人で 4 月からの保育（幼稚園での）が成り立ちにくい。
- ・1、2 号認定児とも 4 月からようやく慣れて部屋の配置や動線等もわかったところでまた環境が変わり一から覚えなないといけなくなる。
- ・クラス集団、友だち関係の変化、年度途中で担任も変わることで混乱する。
- ・じっくり落ち着いて遊べない。
- ・友達とのけんかが増える。
- ・集団行動を取れない。
- ・混乱して落ち着かない時期を 2 回も経験することで成長発達に多少なりとも影響する。

### 【支援の必要な児】

- ・環境の変化は大きな負担で慣れるのに時間がかかる。
- ・子どもの状況によってはそのためにパニックを起こす。
- ・保育室に入れず、集団行動が取れない。
- ・不安になって泣き出す。
- ・じっくりと遊べない。
- ・今まで出来ていた事が環境の変化で出来なくなる等後退現象が起きる。
- ・混乱して落ち着かない時期を 2 回も経験することで成長発達に多少なりとも影響する。

### ⑤ 年度途中でこども園として開園した場合の教育保育内容、計画づくりの難しさ

本来、4 月～3 月 1 年間を見通し、目標やめざす子どもの姿を定め計画づくりをする。特に幼児は年度途中で幼稚園と保育所から子どもが顔をあわせ集団が変わるので、そこからこども園としての計画作りとなる。

また、年度途中で環境の大きな変化を経験するため通常の 1 年間の成長をめざすのは難しい。年間行事計画も途中からとなり計画がたてにくい。

以上より

（仮称）孔舎衛こども園の開設時期を平成 31 年 4 月から平成 32 年 4 月へ変更する。

※ 孔舎衛幼稚園は、30年度より工事の関係で、孔舎衛小学校を仮園舎とし運営しているため、平成31年度途中の工事完了後は、暫定的に幼稚園として新園舎を使用する。

石切保育所は31年度 保育所として運営を行い、平成32年4月より（仮称）孔舎衛こども園に集約する予定。

### 3. Aリージョン地域の子育て支援センターの整備について

◎公立の就学前教育・保育施設再編整備計画の内容について

Aリージョン地域の再編整備について

「A地域の子育て支援センターの開設については、「計画中間見直し」に合わせて検討します。」と記載されている。

	リージョン区域	0歳児定員	リージョンセンター区域			中学校区		リージョンセンター区域での0歳児空き状況
			未入所児童	待機児童	3号未入所児童	未入所児童	待機児童	
鳥居保育所	B	12	50	9	34	28(13)	9(1)	0
岩田保育所	D	6	91	33	76	15(2)	3(0)	0
御厨保育所	F	6	60	17	58	3(0)	1(0)	0
友井保育所	G	12	36	4	24	0	0	0

新規入所申請数

平成25年度	2,540
平成26年度	2,474
平成27年度	2,669
平成28年度	2,591
平成29年度	2,655

※中学校区での( )については、0歳児の内訳です。

※0歳児の空き状況については、H29年9月1日現在

※申請数については、増減がありつつ少子化の中、申請数について維持されている。

# 公立の就学前教育・保育施設再編整備計画

平成 27 年 5 月  
東大阪市

# 目次

- |   |                      |           |
|---|----------------------|-----------|
| 1 | 計画の策定にあたって           | P. 1      |
| 2 | 「公立の教育・保育施設再編整備イメージ」 | P. 2～P. 4 |
| 3 | 認定こども園等への再編整備        | P. 5～P. 9 |
| 4 | 地域の子ども・子育て支援の拠点として整備 | P. 9      |



## 1 公立の就学前教育・保育施設再編整備計画の策定にあたって

平成27年4月から施行される子ども・子育て支援新制度は、人口減少・少子化にストップをかけ、「若者が自らの希望に基づき結婚し、子どもを産み、育てることができるような社会をつくること」（日本創成会議 人口減少問題検討分科会「ストップ少子化・地方元気戦略」より）をめざす施策として展開されます。

新制度において戦略的に取り組む施策としては、①「幼児期における質の高い学校教育・保育の提供」、②「待機児童の解消」、③「在宅での子育て支援」があげられています。

本市においてはこれまで公立幼稚園や公立保育所において実践されてきた教育・保育の質を確保しながら、①「学校教育・保育の提供」と②「待機児童の解消」については、主に民間活力を中心に整備を図り、公立の就学前教育・保育施設は、子ども・子育て支援の拠点施設として地域における教育・保育のセーフティネットと③「在宅での子育て支援」施設としての機能の強化を図ります。

子ども・子育て支援新制度にかかる施策展開については、子ども・子育て支援事業計画で位置づけられ、また公立の幼稚園・保育所のあり方については子ども・子育て会議の幼保連携検討部会を中心に検討された意見として計画に反映されています。計画では、第3章「施策展開に向けて」において今後の公立の就学前教育・保育施設の方向性として、「リージョンごとに1箇所の子育て支援センターと認定こども園などを基本に整備を図る」とし、また第4章「事業計画の具体的な取り組み」の教育・保育の確保方策の必要見込み量では「公立再編整備による需給調整数」を記載しております。

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と整合性を図りながら、現行の公立幼稚園と公立保育所を半数程度に収斂するため施設再編整備について策定するものです。

## 2 「公立の教育・保育施設再編整備イメージ」

(平成26年10月23日子ども子育て会議資料より)

### 1. 少子化対策3本の矢

#### (1) 新制度のポイント

- ①すべての幼児期の子どもに学校教育・保育を提供
- ②待機児童解消に向けた施設整備
- ③在宅での子育て家庭への支援施策拡充

#### (2) 本市の少子化対策3本の矢

①幼保連携型認定こども園の整備などにより幼児期の子どもへの学校教育・保育の保障

②民間幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行、小規模保育事業の創設などで、待機児童の解消

※①、②は民間活力主導で行う

③公立の役割として学校教育・保育施設のセーフティネットとしての役割と車の両輪である在宅での子育て家庭への寄り添い型支援を展開

### 2. 新たなセーフティネットとして公立の施設

- ①民間の教育・保育施設の整備により待機児童が解消されたとしても、支援を必要とする家庭へのセーフティネットの役割
- ②必要なときに利用できる一時預かり、(夜間・休日保育、病児病後児保育も視野に)
- ③在宅での子育て家庭への育児・子育て相談、子育て情報発信や子育て家庭の交流

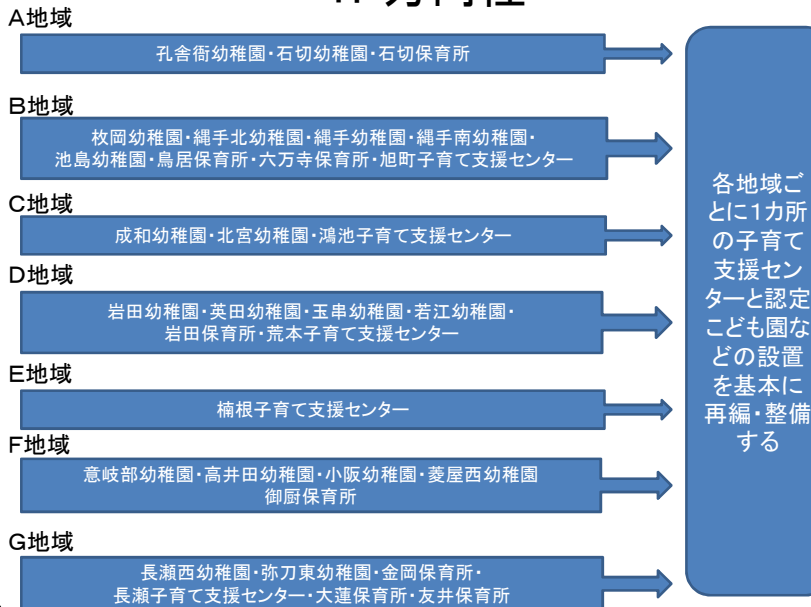
### 3. 子どもにやさしいまちづくり

～公立の施設は地域の子ども子育て支援の拠点に～

平成27年4月新制度スタート時は公立幼稚園(19園)・公立保育所(11園)として新制度(施設型給付)に移行  
在宅子育て支援として一時預かり保育などを拡充

子ども・子育て支援新事業計画で整備を進め、公立の施設は地域の子育て支援の拠点として、リージョン地域ごとに1箇所の子育て支援センターと認定こども園などを基本に整備を図る。  
整備に当たっては最大限既存の施設(教育施設等)を活用しながら進める

### 4. 方向性



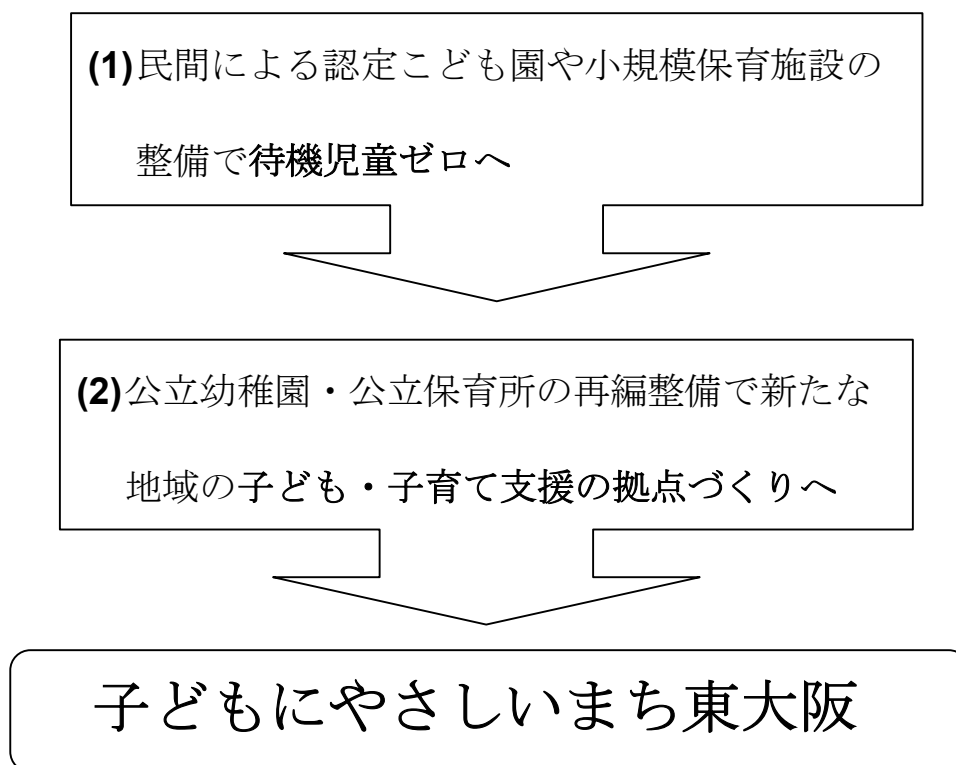
## 5. 整備にあたっての課題

- ・①公立の施設(認定こども園・子育て支援センター)の設置場所⇒既存の民間施設や地域性への配慮
- ・②現行の公立幼稚園(19園)と公立保育所(11園)を半数程度に収斂するが、具体の時期と手法についての検討
- ・③最大限既存施設を活用するが、耐震化など、一定の整備にかかる財源が必要

### 3 認定こども園等への再編整備

子どもにやさしいまちづくりをめざし、公立の就学前教育・保育施設は地域の子ども・子育て支援の拠点として新たな展開を推し進めていきます。

そのためにも公立の幼稚園と保育所の再編整備に当たっては、「イメージ」の「整備にあたっての課題」の整理とともに、民間の幼稚園から認定こども園への移行や小規模保育施設の整備による2号認定、3号認定の児童の受け皿が今後どのように推移していくのかが重要となります。



#### (1) 民間活力による認定こども園や小規模保育施設の整備で待機児童ゼロへ

待機児童ゼロへは、次の表の「子ども・子育て支援事業計画(案)」の平成31年度の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策で示しています。表の(ウ)欄が必要見込み量となります。民間の幼稚園の認定こども園等への移行や小規模保育施設の整備などにより、平成31年度には2号認定907人増、3号認定の0歳は195人+45人の240人増、1・2歳の581人増により児童の受け皿が充足され(表(エ)・(カ)参照)、公立幼稚園と公立保育所の再編整備により定員数が、3号認定の0歳で32人、1・2歳で42人減となっても、トータルで0歳20人、1・2歳171人が確保されます(表(オ)・(キ)参照)。また公立幼稚園が認定こども園となることにより2号認定が227人増となります。よって、2号認定はトータルで344人が確保されます(表(ウ・エ・オ・キ)参照)。

表 認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策（平成 31 年度）（単位：人）

	3 歳～5 歳の内			3 号 (0 歳)	3 号 (1・2 歳)
	1 号	2 号	2 号 (幼稚園) *		
(ア) 需要量 (平成 31 年度)	5,817 人	4,222 人	797 人	688 人	2,446 人
(イ) 現在の供給量	9,660 人	4,229 人	—	500 人	2,078 人
(ウ) 必要見込み量 (平成 31 年度)	3,843 人	7 人	▲797 人	▲188 人	▲368 人
(エ) 確保方策	幼保連携型認定こども園	▲907 人	907 人	60 人	260 人
	小規模保育施設	—	—	135 人	321 人
	合計	▲907 人	907 人	195 人	581 人
(オ) 公立再編整備による増減	▲1,939 人	227 人		▲32 人	▲42 人
(カ) 民間保育園等による確保方策				45 人	
(キ) 必要見込み量・確保方策・公立再編整備による需給調整数の合計	997 人	344 人		20 人	171 人

\* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

- (ア) 需要量・・・アンケート調査を元に算出されるニーズ量  
 (イ) 供給量・・・平成 25 年度の認可定員をもとに算出される施設の供給量  
 (ウ) 必要見込み量・・・(イ) - (ア) により算出される量  
 (エ) 確保方策・・・施設の整備等により新たに提供される量  
 (オ) 公立再編整備による増減  
     ・公立再編整備により変動する、公立施設における現在の認可定員からの加減量  
 (カ) 民間保育園等による確保方策・・・民間保育園による定員の拡充  
 (キ) 必要見込み量・確保方策・公立再編整備による需給調整数の合計  
     ・・・(ウ) + (エ) + (オ) + (カ) により算出される量

## (2) 公立幼稚園・公立保育所の再編整備

地域の子ども・子育て支援の拠点施設として公立幼稚園・公立保育所の再編整備を進めるにあたっては、「公立の教育・保育施設再編整備イメージ」のもと、現行の公立幼稚園と公立保育所を半数程度に収斂していく方向で、リージョン地域ごとに既存施設の活用を図りながら1箇所の子育て支援センター（\*）と保育所機能と幼稚園機能を併せ持つ認定こども園などの整備を進めます。

また各リージョン地域の幼稚園については、需給状況などの必要性に応じて2号認定児の受け入れなどを検討できるよう、幼稚園型認定こども園への移行を平成29年度の子ども・子育て支援事業計画の進捗にかかる中間見直し(以降、「計画中間見直し」)に合わせて検討します。

（\*）子育て支援センター・・・乳幼児の親子が気軽に集い、交流し、子育ての悩みを相談でき、子育てに関する様々な情報が得られる場所で、鴻池・長瀬・荒本の3支援センターには保育機能も併設しています。

### ① Aリージョン地域の再編整備

石切保育所を孔舎衙幼稚園に集約し、その整備を平成30年度に行い、31年度からA地域の幼保連携型認定こども園（\*）に移行します。

A地域の子育て支援センターの開設については、「計画中間見直し」に合わせて検討します。

（\*）幼保連携型認定こども園・・・保育所機能と幼稚園機能を併せ持つ教育・保育施設で、本市の公立施設では1号認定（満3歳以上で教育を希望）、2号認定（満3歳以上で教育と保育を希望）、3号認定（満3歳未満で保育を希望）の子どもを対象とします。

### ② Bリージョン地域の再編整備

縄手幼稚園と六万寺保育所を縄手南幼稚園に集約し、その整備を平成28年度に行い、平成29年度からB地域の幼保連携型認定こども園に移行します。なお縄手幼稚園については平成28年度から4歳児の入園を停止します。

計画中間見直しを踏まえた上で、平成30年度から縄手北幼稚園、池島幼稚園の4歳児の入園募集の停止を判断し、鳥居保育所については0歳児

の必要見込み量が確保できることを前提に0歳児の入所募集停止を実施していきます。

B地域は旭町子育て支援センターを存続させます。

③ Cリージョン地域の再編整備

成和幼稚園については平成28年度から4歳児の入園を停止し、平成29年度に北宮幼稚園に集約し、幼稚園型認定こども園（\*）に移行します。

C地域は鴻池子育て支援センターを存続させます。

（\*）幼稚園型認定こども園・・・保育所機能と幼稚園機能を併せ持つ教育・保育施設で、1号認定（満3歳以上で教育を希望）、2号認定（満3歳以上で教育と保育を希望）の子どもを対象とします。

④ Dリージョン地域の再編整備

玉串幼稚園については平成28年度から4歳児の入園を停止し、平成29年度から若江幼稚園に集約します。

岩田保育所については0歳児の必要見込み量が確保できることを前提に平成30年度から0歳児の入所募集停止を実施していきます。

またD地域の認定こども園などについては、「計画中間見直し」に合わせて検討します。

D地域は荒本子育て支援センターを存続させます。

⑤ Eリージョン地域については、楠根子育て支援センターを存続させます。また、公立の就学前教育・保育施設がないため再編整備はありません。

⑥ Fリージョン地域の再編整備

菱屋西・意岐部・高井田幼稚園およびG地域の金岡保育所を小阪幼稚園に集約し、その整備を平成28年度に行い、平成29年度からF地域の幼保連携型認定こども園に移行します。なお菱屋西・意岐部・高井田幼稚園は平成28年度から4歳児の入園を停止します。

御厨保育所については、0歳児の必要見込み量が確保できることを前提に平成30年度から0歳児の入所募集停止を実施していきます。

F地域の子育て支援センターについては、近鉄布施駅前周辺への整備に向けた検討を進めていきます。



#### ⑦ Gリージョン地域の再編整備

長瀬西幼稚園、弥刀東幼稚園と大蓮保育所を集約し、その整備を平成29・30年度に行い、平成31年度からG地域の幼保連携型認定こども園に移行します。なお弥刀東幼稚園については平成28年度から4歳児の入園を停止し、平成29年度には長瀬西幼稚園に集約します。

またG地域の金岡保育所は、平成29年度から開設するF地域の幼保連携型認定こども園に集約されます。

友井保育所については、0歳児の必要見込み量が確保できることを前提に平成30年度から0歳児の入所募集停止を実施していきます。

G地域は長瀬子育て支援センターを存続させます。

### 4 地域の子ども・子育て支援の拠点として整備

- (1) 公立幼稚園・公立保育所の再編整備により、地域の子ども・子育て支援の拠点施設として、新たに幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園への移行を促進していきます。また中間見直しを行い、新たな調整要因、例えば1号認定利用定員の更なる調整による幼稚園の統廃合も考えられることから、新たな認定こども園や子育て支援センターの整備については、計画中間見直しに合わせて検討することとします。

## 公立の就学前教育・保育施設再編整備計画（概要）

平成27年度	再編内容	平成31年度末			
リージョン	幼稚園	保育所	再編整備内容	再編整備場所	
A	孔舎衛幼稚園	石切保育所	集約	幼保連携型認定こども園 (平成31年度)	孔舎衛幼稚園内
	石切幼稚園				
B	縄手幼稚園	六万寺保育所	集約	幼保連携型認定こども園 (平成29年度) ○ 縄手幼稚園は平成28年度から (4歳児)新規入園停止	縄手南幼稚園内
	縄手南幼稚園				
	枚岡幼稚園				
	縄手北幼稚園		平成29年度の計画中間見直し を踏まえ、入園停止を判断		
	池島幼稚園		平成29年度の計画中間見直し を踏まえ、入園停止を判断		
		鳥居保育所		待機児童の状況により平成30年度 から(0歳児)入所停止を判断	
C	成和幼稚園	北宮幼稚園	集約	幼稚園型認定こども園 (平成29年度) ○ 成和幼稚園は平成28年度から (4歳児)新規入園停止	北宮幼稚園内
	鴻池子育て支援センター (保育所機能)				
D	岩田幼稚園		存続		若江幼稚園内
	英田幼稚園		存続		
	若江幼稚園	玉串幼稚園	集約	○ 玉串幼稚園は平成28年度から (4歳児)新規入園停止	
	岩田保育所				
	荒本子育て支援センター (保育所機能)	存続	荒本子育て支援センター		
F	意岐部幼稚園	御厨保育所	集約	幼保連携型認定こども園 (平成29年度) ○ 菱屋西・高井田・意岐部幼稚園 は平成28年度から(4歳児)新 規入園停止	小阪幼稚園内
	高井田幼稚園				
	小阪幼稚園				
	菱屋西幼稚園				
G	弥刀東幼稚園	大蓮保育所	集約	幼保連携型認定こども園 (平成31年度) ○ 弥刀東幼稚園は平成28年度か ら(4歳児)新規入園停止	未定
	長瀬西幼稚園				
	長瀬子育て支援センター (保育所機能)	存続	長瀬子育て支援センター		
		友井保育所		待機児童の状況により平成30年度 から(0歳児)入所停止を判断	

※Eリージョンには公立幼稚園および公立保育所はありません。

※Bリージョンの旭町子育て支援センターとEリージョンの楠根子育て支援センターは、単独の子育て支援センターとして存続します。